

地域女性活躍推進交付金の活用促進について、内閣府より各都道府県の担当へ周知していますので、その内容をお知らせします。教育機関における連携についてもご検討ください。

事務連絡  
令和3年4月15日

各 国 公 立 大 学 法 人 担 当 課  
大学又は高等専門学校を設置する各地方公共団体担当課  
各 文 部 科 学 大 臣 所 轄 学 校 法 人 担 当 課  
大学を設置する各学校設置会社担当課  
独立行政法人国立高等専門学校機構担当課  
大学及び高等専門学校を設置する公立大学法人を設立する各地方公共団体担当課  
各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 専 修 学 校 主 管 課  
各 都 道 府 県 専 修 学 校 主 管 課  
厚生労働省医政局医療経営支援課  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

御中

文部科学省高等教育局学生・留学生課  
総合教育政策局生涯学習推進課

地域女性活躍推進交付金（つながりサポート型）の活用促進  
について（周知）

内閣府が実施する標記交付金事業について、補助率の引き上げや女性の相談支援等に係る追加措置等が行われ、添付の事務連絡により、各都道府県を通じて市町村へ周知されています。

当該事業は地方公共団体が行う NPO 法人等を活用した女性の相談支援等の取組を支援するものであり、当該 NPO 法人等の取組として学生等を対象に含めて実施する場合などについては、大学や高等専門学校、専修学校専門課程（以下「大学等」という。）との連携も想定されますので、各大学等におかれては、下記に留意の上、ご対応いただくようお願いいたします。

このことについて、各都道府県におかれては所轄の専修学校専門課程（以下、「専門学校」という。）に対して、各都道府県教育委員会におかれては所管の専門学校に対して、国公立大学法人におかれてはその設置する大学及び専門学校又は高等専門学校に対して、独立行政法人国立高等専門学校機構におかれてはその設置する高等専門学校に対して、大学又は高等専門学校を設置する地方公共団体及び文部科学大臣所轄学校法人におかれてはその設置する大学等に対して、厚生労働省におかれては所管の専門学校に対して、周知されるようお願いいたします。

## 記

### 1. 事業への協力について

各大学等におかれては、当該事業の実施者等から依頼があった場合は、事業の趣旨をご理解いただき、例えば、当該 NPO 法人等が大学等に対し、相談窓口の周知や、保健管理センターなどの場を活用して生理用品等の生活必需品を提供したいとの依頼があった場合などは、積極的にご協力いただきたいこと。協力する際には、生理用品を必要としていることを言い出しにくい学生等にも配慮し、事前に当該事業の趣旨や提供場所等を学生等へ周知するとともに、保健管理センターをはじめ、そのほかにも設置場所を設けたりするなど、必要とする学生等が安心して入手出来るよう、提供方法や配置場所等の工夫などをご検討いただきたいこと。

また、標記交付金に基づく事業の実施を機に、地方自治体の社会福祉担当部局や男女共同参画担当部局等の関係部局と連携した、学生等が抱える不安や困難に応じた適切な支援のための対応についても、併せて検討いただきたいこと。

### 2. 大学等における相談体制について

「令和3年度の大学等における授業の実施と新型コロナウイルス感染症への対策等に係る留意事項について（周知）」（令和3年3月4日文部科学省高等教育局長通知）等で示しているとおおり、コロナ禍における環境の変化や孤独感の影響により、精神的な不安を抱える学生等のメンタルヘルスを十分にケアできるよう、相談体制の整備等を徹底するなど、学生等の悩みや不安に寄り添った対応を講じていただきたいこと。特に、年度始めは環境の変化等により、学生等が悩みや不安を抱えやすい状況にあり、例年自殺者数が増加する傾向にあることから、より積極的に学生生活に不安を抱えた学生等の把握や対応に努めていただきたいこと。

また、「経済的理由により修学困難な学生等に対する支援策の周知等について（通知）」（令和3年3月26日文部科学省総合教育局長、高等教育局長通知）で示しているとおおり、経済的に厳しい状況にある学生等に対しては、進学・修学を断念することがないように、学生等が活用可能な支援策を積極的に情報発信するとともに、修学継続チェックリストも参考に、丁寧かつ親身な相談対応をいただきたいこと。

以上

#### 【本件連絡先】

文部科学省：03-5253-4111（代表）

○全体について

文部科学省高等教育局学生・留学生課（内3050）

E-mail: gakushi@mext.go.jp

○国立大学について

文部科学省高等教育局 国立大学法人支援課（内3497）

E-mail: hojinka@mext.go.jp

○公立大学について

文部科学省高等教育局 大学振興課（内3370）

E-mail: daigakuc@mext.go.jp

○私立大学について

文部科学省高等教育局 私学部 私学行政課（内2533）

E-mail: sigakugy@mext.go.jp

○高等専門学校について

文部科学省高等教育局 専門教育課（内3347）

E-mail: senmon@mext.go.jp

○専修学校について

文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課（内2915）

E-mail: syosensy@mext.go.jp

事務連絡  
令和3年4月12日

都道府県地域女性活躍推進交付金担当窓口 御中

内閣府男女共同参画局総務課

地域女性活躍推進交付金（つながりサポート型）の活用促進  
及び交付申請に当たっての留意事項等について

平素から女性活躍の推進に御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

生活や仕事、DV被害、子育てや介護に関する女性の困難や不安がコロナ下において、深刻な状況となっています。

こうした中、令和3年3月16日に開催された新型コロナに影響を受けた非正規雇用労働者等に対する緊急対策関係閣僚会議において、「非正規雇用労働者等に対する緊急支援策について」が決定されて、この中で「NPO等を通じた孤独・孤立、自殺対策等」として、地域女性活躍推進交付金について、時限的に、地方公共団体が、NPO法人等へ委託した場合に国の補助率を2分の1から4分の3へ引き上げることとされ、令和3年3月23日、令和2年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費において、本件補助率の引上げに必要な予算が措置されたところです。

これを受け、「地域女性活躍推進交付金交付要綱」の改正等を行い、今般、公募についての連絡を差し上げました。

補助率の引上げに係る新たな追加措置（以下「つながりサポート型」という。）は、地方公共団体が、不安を抱える女性の相談支援や居場所づくりなどに関する事業をNPO等に委託し、総事業に占める委託の割合が4分の3以上の場合に、その経費の4分の3に相当する額について、地域女性活躍推進交付金を交付するものです。

各地方公共団体におかれましては、本事業実施の趣旨を御理解いただき、下記の点及び別紙に御留意の上、不安を抱える女性への相談支援等に取り組まれるよう、積極的な御活用をお願いいたします。

都道府県におかれましては、本事務連絡についても、管内市区町村へ周知いただきますようお願いいたします。

なお、本事務連絡については児童生徒及び学生への支援について教育機関と連携する観点から文部科学省を通じて教育委員会や大学等へも周知することとされていますので、その旨申し添えます。

記

- (1) 地域の実情に応じて、NPO（特定非営利法人）等民間団体に業務を委託して不安を抱える女性に対する相談等の支援に取り組んでいただきたくよう、お願いいたします。

(2) つながりサポート型を実施するに当たっては、その緊急性に鑑み、例えば、補正予算の計上や既存予算流用など柔軟に対応していただくことにより、必要な財源確保に努めていただき、積極的に交付申請していただきますよう、お願いいたします。

なお、本事業は、別紙留意事項4にも記載しているとおり、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の交付対象となっておりますので、同交付金を合わせて活用いただくことにより、実質的な地方公共団体の負担は相当軽減されると伺っています。

(3) 交付申請については、改定した公募要領における令和3年度における交付決定スケジュールにかかわらず、予算の対応が可能な限り、受け付けることといたします。その際には、逐次、改めてスケジュールの連絡を差し上げます。

なお、既に、令和3年度実施分として交付申請いただいている事業のうち、つながりサポート型に該当すると考えられるものについては、別途、個別に調整させていただきます。

#### 連絡先

内閣府男女共同参画局総務課

地域女性活躍推進交付金（つながりサポート型）担当

杉浦、長岡

代表 03-5253-2111 内線 37516/37580

直通 03-6257-1355

FAX 03-3581-9566

Mail [jyosei.koufukin@cao.go.jp](mailto:jyosei.koufukin@cao.go.jp)（担当共有）

地域女性活躍推進交付金（つながりサポート型）の  
交付申請等に当たっての留意事項について

令和3年4月

1. つながりサポート型と委託先について

(1) 本つながりサポート型の補助対象事業は、地方公共団体が不安を抱える女性に対する相談や居場所づくりなどをNPO等に委託して実施する取組となります。ただし、その委託料が総事業の4分の3（75%）以上となる場合に限りま

す。また、対象となるNPO等の民間団体としては、NPO（特定非営利法人）、社団法人、財団法人、社会福祉法人等、公益性がある民間団体を対象としています。なお、DVやシングルマザー等、既に他の補助事業等で支援を受けている特定の目的に限定した活動を行っている民間団体のみに業務を委託することとならないように留意してください。

また、当該委託先のNPO等が子ども・若者を対象とする場合（例えば、学校において相談窓口の周知とあわせて生理用品等の生活必需品の提供を行うなど）は、学校と十分に連携するとともに、学校施設の活用などについて、必要に応じて教育委員会や大学等との連絡・連携しながら実施をお願いします。

なお、申請に当たっては、地方公共団体と委託先の関係、委託内容、委託料等がわかる資料（様式任意）を添付いただきたいと存じます。特に複数の委託先や再委託を行う場合には、各民間団体の関係が分かるようにしてください。

(本事業の対象事業)

- アウトリーチ型支援（訪問支援）
- カウンセラーなどの専門相談、SNS相談、24時間電話相談
- 関係機関や団体への同行支援
- 女性が互いに支え合う（ピアサポート）のための居場所の提供
- また、これらの事業に付随して、対象となる女性に対して生理用品等の生活必需品の提供を行うこと
- 不安を抱える女性が社会との絆・つながりを回復することができるよう、上記事業例に準拠した取組

(2) 委託事業実施に当たっては、福祉部局等庁内の関係部局と連絡・連携を取るとともに、当該委託先NPO等と緊密に連携しながらの実施をお願いいたします。

支援が必要な女性に寄り添っている関係機関等に対しての委託事業の周知・誘導を行い、関係機関と委託先NPO等とが連携して、相談をしたり、居場所などを利用する女性が、必要な行政等の支援につなげていくための取組をお願いいたします。

また、コロナ禍において、必要な感染拡大防止対策を徹底していただき、事前の審査や委託事業実施後の確認・指導等をお願いいたします。

## 2. 補助基準額、受託団体数等について

- ・補助基準額は1500万円で、一地方公共団体当たりの補助対象事業費の上限となります（交付金交付限度額は1125万円）。
- ・男女共同参画計画又は推進計画（注）を策定していない地方公共団体も対象となります。

注）女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。）第6条第1項の規定に基づく都道府県推進計画又は同条第2項の規定に基づく市町村推進計画

- ・ただし、本事業の実施に当たっては、一地方公共団体当たりの委託する団体数上限はありません。
- ・都道府県にあっては、交付申請のない市区町村に対して事業実施を促すなど、管下市町村と緊密に連携して、本事業を推進していただきますよう、お願いいたします。
- ・複数の市町村にまたがって実施される場合は、都道府県が自ら実施するか、都道府県において市区町村間の事業の調整をお願いいたします（実施する市区町村ごとに別申請とすることができます。）。
- ・既に地域女性活躍推進交付金として事業を申請済みの地方公共団体であっても、本事業を別途申請することができます。また、既に受託済みのNPO等であっても、本事業の委託団体となることができますが、交付対象の経費について重複が無いよう注意をお願いいたします。

## 3. 事業実施に必要な備品等の取扱い等について

- ・事業の緊急性に鑑み、特に必要のある場合には、経済性等を十分考慮いただいた上で、不安を抱える女性の相談や居場所づくりなどに必要な机や椅子などの備品の整備や施設の小規模な改修経費についても対象となる場合がありますので、御相談下さい。ただし、財産管理の必要のある備品を取得等した場合は、地方公共団体における財務規則等に基づき管理していただく必要があります。なお、従前から、机や椅子などの賃借料は補助対象経費として認められますので、賃借での活用もお願いいたします。
- ・いわゆる「生理の貧困」対策として、相談や居場所などを利用する女性に当面必要な生理用品を提供するほか、アルコール消毒液やマスク等の購入経費など、感染拡大防止対策に係る経費について、女性用品等の購入経費として、委託料に計上する場合には、補助対象となります。
- ・本事業実施に係る委託費以外の事業費（地方公共団体の事業実施経費）については、NPO等への委託料の割合が4分の3（75%）以上であることから、4分の1（25%）以内である必要があります（精算時においては、4分の1（25%）が上限となります。）。

（注）事業実施過程において、入札等により委託料が予定より減額となった場合は、委託料以外の事業費が総事業費の4分の1（25%）となるよう、調整して変更する必要がありますので、注意してください。

## 4. 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について

- ・本事業に係る地域女性活躍推進交付金（つながりサポート型）の予算については、令和2年度予備費13.5億円を計上しています。予備費を財源とした地域女性活躍推進交付金の交付を受けた事業については、新型コロナ

ウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（以下「地方創生臨時交付金」という。）の対象事業となりますので、同交付金を合わせて活用いただくことにより、実質的な地方公共団体の負担は相当額が低減されるもの（注）となると伺っております。詳しくは、財政部局等当該地方創生臨時交付金の窓口と御相談いただきたいと思います。と存じます。

（注）地方創生臨時交付金の対象事業について、仮に、総額の4分の1（25%）を占めるとした場合、地方公共団体負担額の0.8（80%）が同交付金の交付対象となっているため、その場合、総事業費の95%（75%+20%）が国庫負担額となり、負担額は5%になると伺っております。

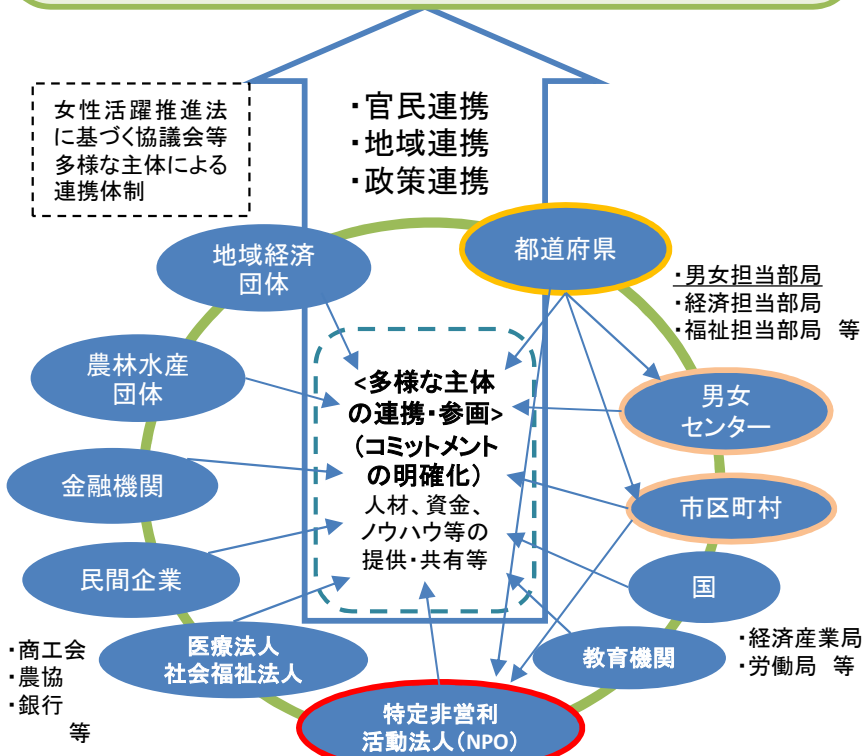
交付要綱、公募要領等の添付省略

# 地域女性活躍推進交付金

(令和2年度予算1.5億円、2年度第3次補正予算1.5億円+追加措置13.5億円、3年度予算案1.5億円)

## <地域における女性活躍の推進・課題解決>

- 「地域性」を踏まえた・定量的成果目標設定・「見える化」  
(新型コロナウイルスの感染拡大による望まない孤独・孤立で不安を抱える女性や解雇等に直面する女性をはじめ様々な困難・課題を抱える女性に対する支援、ポストコロナを見据えた女性デジタル人材の育成、女性の登用拡大等)



## 【交付対象】

地方公共団体

## 【補助率】

- ①活躍推進型、②寄り添い支援型：1/2
- ③つながりサポート型：3/4

## 【交付上限】 各区分ごと

|        |          |
|--------|----------|
| 都道府県   | 800万円(注) |
| 政令指定都市 | 500万円    |
| 市区町村   | 250万円    |

ただし、③は一律1125万円

(注)推進計画未策定市町村への策定支援事業実施等の条件付きで1,000万円とする。

## ① 活躍推進型

女性デジタル人材や管理職・役員<sup>等</sup>の育成など女性の参画拡大を推進  
デジタル分野のスキル向上、女性管理職・役員育成セミナー、起業支援、就労や正規雇用化に向けたセミナー・研修、トップの意識改革、一般事業者行動計画策定の後押し

## ② 寄り添い支援型

様々な課題・困難を抱える女性に寄り添い、意欲と希望に応じて、就労までつなげていく支援

多様な課題・困難に対する寄り添った相談支援、自立支援や就業支援への連携<sup>等</sup>  
女性に特化した自立支援・意識向上プログラム

## ③ つながりサポート型 ※追加措置部分

孤独・孤立で不安を抱える女性が、社会との絆・つながりを回復することができるよう、NPO等の知見を活用(総事業に占める委託の割合が3/4以上)したきめ細かい支援

NPOによるアウトリーチ型の相談、居場所の提供、女性用品の提供  
NPOスタッフ、男女共同参画推進員、民生委員等、相談や支援を行う人材の養成<sup>等</sup>

地方公共団体  
(関係団体と  
連携)

申請

交付

内閣府

情報提供

他の地域の

- 地方公共団体
- 地域経済団体

等



# 想定される対象者・課題、取組の例

|           | 想定される対象者・課題   | 取組の例  |
|-----------|---|---|
| 活躍推進型     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ポストコロナ、デジタル社会を見据えた「新たな日常」への対応</li> <li>・企業における意思決定過程への女性の参画拡大</li> <li>・女性の多様な働き方の推進</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・女性デジタル人材の育成するための研修</li> <li>・テレワークに関するセミナー</li> <li>・女性役員・管理職を育成するための研修</li> <li>・企業経営層の意識改革のためのセミナー</li> <li>・託児付きサテライトオフィスやシェアオフィスの開設</li> </ul>  |
| 寄り添い支援型   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・不本意に退職や収入減などで苦境に陥っている女性</li> <li>・女性差別やハラスメントによる悩み、トラウマを抱え、特に心理面での寄り添った支援が必要な女性</li> </ul>      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画センター等の相談機能の強化 <ul style="list-style-type: none"> <li>－メールやSNSの活用した体制充実</li> <li>－カウンセラーや臨床心理士等による専門相談</li> </ul> </li> <li>・ピアサポートのための居場所づくり</li> <li>・コロナによる女性の雇用や生活への影響、女性の貧困問題、求める支援についての調査分析</li> </ul> |
| つながりサポート型 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会との絆・つながりが薄くなり、不安を抱える女性</li> <li>・寄り添った支援が必要にも関わらず、支援が届いていない女性</li> </ul>                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・上記寄り添い支援型を参考に、特に、<b>NPO等の知見や能力を活用して、アウトリーチ型支援(訪問支援)や寄り添った支援のための居場所づくり</b>など、行政だけでは手が届きにくい支援<br/>(寄り添い支援型の特化・拡充)</li> </ul>  |

※上記取組はあくまで例示であり、地方公共団体やNPO等の民間団体の創意工夫による実施を期待。

# 「つながりサポート型」の活用イメージ

事業費1,500万円（NPO等への委託が4分の3（1,125万円））の場合

内閣府

申請

交付  
1,125万円

都道府県・市区町村

※地方創生臨時交付金で、  
地方負担分に対する措置。

委託  
(1,125万円) ※総事業費の  
3/4(75%)

事業費(委託料除く):375万  
・男女共同参画センターの女性相談  
機能強化、NPO等との連携強化  
・NPOスタッフや男女共同参画  
推進員等の人材の養成  
・SNSを活用した周知啓発  
・女性の貧困問題に係る実態把握

## NPO等の民間団体

- ・NPOに寄せられた情報や男女共同参画センターの女性相談、男女共同参画推進員や民生委員を端緒に、支援にたどり着けない女性に対する**アウトリーチ型支援（訪問支援）**。
- ・NPOスタッフや臨床心理士・カウンセラー等の有資格者による**専門相談、SNS相談、24時間電話相談**。
- ・自治体の福祉部局・男女共同参画センター等の**関係者が連携して支援するためのケース会議の実施。関係機関・団体への同行支援**。
- ・不安を抱えた女性たちが**互いに支え合う(ピアサポート)**ことができるような居場所の提供、女性用品等の提供

連携

男女共同参画センター  
や社会福祉協議会等の  
関係団体・機関

※NPO等の民間団体が運営する  
男女共同参画センターは  
事業受託者になることが可能

※総事業に占める委託の割合は4分の3以上としており、国費に自治体財源を加え、4分の3以上の委託をすることは可能。  
※上記取組はあくまで例示であり、地方公共団体やNPO等の民間団体の創意工夫による実施を期待。